

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.4. Vol.98

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『祖父の代の相続が終わっていないケースでの、代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

先日、取引先の東京三協信用金庫様主催の若手経営者塾『Terra 小屋』の卒塾生向け勉強会に参加してきました。

こちらの会に定期的に参加している理由の一つに、「同世代の経営者同士の横のつながりができる」というメリットがあります。

今、この会で意気投合したある老舗企業の若手経営幹部の方と一緒に、新規事業プロジェクトの立ち上げを準備しています。

私にとっても、新しい分野でのチャレンジ。立ち上げまでにやることは数多いですが、このご縁をきっかけに、事業の幅を広げていきたいと思えます。

<サポート事例>

『祖父の代の相続が終わっていないケースでの、代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポート』

今回は、祖父の代の相続が終わっていないケースでの、代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポート案件をご紹介します。

亡き祖父名義の土地の上に建っている、亡き父名義の建物に、家族でお住いになっていたS.F様。

近い将来、大規模リフォームを行うにあたり、土地と建物の名義を自分の名義に変えるにはどんな手続きを行えばいいのか、とお困りになっていました。

当事務所には当初、亡き祖父の土地、亡き父の建

物を一旦相続人全員で相続して、他の相続人の相続分を自分で買い取りたい、とご相談に見えました。

当事務所では、この「一旦全員で相続 → 売買」の方法だと、税金や専門家費用などで余計なコストがかかってしまうため、S.F様を含む相続人全員で遺産分割協議を行い、S.F様が不動産を相続する代わりに、他の相続人に代償金を支払う方法（代償分割）をご提案させていただきました。

代償金の額については、固定資産評価額ベースで各相続人の法定相続分を算出する方式で相続人全員が合意。

幸い、まとまった金額の代償金の支払いも、S.F

つづき↓

＜サポート事例＞

様の義父様が支援（貸し付け）して下さるようになりました。

合意の内容を当事務所で遺産分割協議書にまとめて、登記についてはパートナー司法書士と連携し、S.F様への土地建物の名義変更をトータルでサポートさせていただきました。

＜お客様の声＞

■「ゴールが見えて、やりやすかったです」（祖父の代の相続が終わっていないケースでの、代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポート 練馬区 S.F様 30歳代）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

50年前に亡くなった祖父の名義のままになっている土地を、（孫である）私の名義にするのにあたって、手続きの流れがまったくわからずに困っていました。

他の相続人に支払う代償金の額はどのように決めればいいのか？ そもそも払う必要があるのか？ 当初は「代償金」なんていう言葉も知りませんでした。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

専門家に相談したほうが正確だし、その後の手

続きの依頼もスムーズかな、と思ってネットで色々調べたところ、銚立事務所さんの評判が良かったので、まずは相談してみようと思いました。

土曜日に無料相談会（『無料個別相談』）をされていることも良心的だと思いました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

お話しさせていただいて、説明が分かりやすかった、というのが大きかったです。

確か相談時間がオーバーしていたと思うのですが、時間で切ることなく、「他に聞いておくことはないですか？」と親切に話を聞いてもらったのも良かったです。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

すごく丁寧に対応してもらいました。途中で進捗を伺ってくれたり、進め方について相談に乗ってくれたり。

メールや電話で都度アドバイスをいただいて、こちらのやらなければいけないことがはっきりして、ゴールが見えて、やりやすかったです。

（遺産分割協議書への署名・押印の方法など）私ที่ไม่知らないことも、丁寧にリードして下さいました。

本当にありがとうございました。

＜編集後記＞

先日、地元のフットサルチームの仲間と一緒に、素人向けフットサル大会に参加してきました。フットサルは5対5で行うスポーツなのに、当日集まった我がチームのメンバーはなんと4人だけ！最後の1試合を残してようやく1名遅れてきたものの、平均年齢40代後半のおっさんチームは1勝もできずに全敗、非常に悔しい思いをしました。次回こそは、まず1勝を上げたいものです。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！